ーゲルの 『シュテンデ論』 とF・リスト (下)

マルクスにおけるへーゲルとリスト

へーゲルの『シュテンデ論』の背景

ヘーゲルとリストとの政治的「連合」 『シュテンデ論』の特質(以上、本誌第三七巻第二号)

ローゼンクランツの言及

В 二つの『フォルクスフロイント』

ドイツ・ジャーナリズムの開拓者リスト

リストの政治的立場(若き内務官僚)

青年期リストの社会認識とヘーゲル

おわりに(以上本号、上・下完結)

四 ヘーゲルとリストとの政治的「連合」

長い予備的考察のあとで、いまようやく本稿の主題であるパ

について――フリードリヒ・リストは関与していたか?――」ウル・ゲーリンクの論考「ヘーゲルの『ラントシュテンデ論』 の紹介を行うところへ到達した。

ーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

中 西

毅

領邦において、最強の権力者である領邦君主がその領域的支配する。 には、「ラントシュテンデ」(Landstände)の意味するところは

クに固有な中世以来の身分制的国制の特質を理解することなし

ドイツ、とりわけ西南ドイツの中規模な領邦ヴュルテンベル

すのである。この局地的諸権力とは一般に、貴族層・高位聖職 (2)実現のために容認せざるを得なかった局地的諸権力の総体をさ

邦支配の二元性(Dualismus)をかたちづくっていたのである。 にして領邦君主との間に契約を結び、各自の特権を維持して領 者層・都市市民代表などであって、それぞれ自己の実力を背景(3)

を有していたのである。だが、この市民的性格とは、マルクス(4) このシュテンデの性格は「民会」と訳されてよい程市民的性格 ガルトやテュービンゲンなどの都市有力市民層であったから、 内から退ち去っており、シュテンデの中心勢力はシュトゥット の言う「古い市民社会」のそれであって、この市民層が一五一(5) ヴュルテンベルクにおいては、貴族層は早い時期にこの領邦

れを利用して奪い取った特権の寄せ集めだったのである。の乱」に代表される当時の農民層の不満を無視して、むしろそされる「テュービンゲン協約」にしても、「貧しいコンラート四年にかちとった「ヴュルテンベルクのマグナ・カルタ」と称四年にかちとった「ヴュルテンベルクのマグナ・カルタ」と称

それゆえ、中央集権をめざして一八一五年三月一五日にヴュースルウス、中央集権をめざして一川がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒ一世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒ一世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒ一世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒ一世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒー世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒー世がラントシュテンデの議会ルテンベルク国王フリードリヒーサーがより、「ロジン」というであり、「ロジン」というでは、中央集権をめざして一八一五年三月一五日にヴュースのよいであり、中央集権をめざして一八一五年三月一五日にヴュースの国土により、「ロット」というというという。

で、イギリスの注目のまととなったものである」と述べて、特に基く二元支配を維持すべく旧市民層と連合し得たのであった。

もなく、はるか昔より、ドイツ国家の最善の憲法であり、ドイ、、、

に押え込まれようとしていることに同情の念を表わして終って

によって制限されていたからであった。「イギリスの注目」はされたのと同様に、ヴュルテンベルク大公の権力も「旧き法」でれたのと同様に、ヴュルテンベルク大公の権力も「旧き法した「イングランド王の権力が議会 Parliament によって規制では、イングランド王の権力が議会 Parliament によって規制と手の議会演説であるが、彼がこの時ヴュルテンベルクの国制と「イギリスの注目のまと」の好例は、ウィッグの闘将フォッ「イギリスの注目のまと」の好例は、ウィッグの闘将フォッ

制 ある。

、「てもヴュルテンベルクにおいても、かの「二元支配」に外なだが、この国王と国民との平和共存とは、イングランドにお

という統治構造であった。ヘーゲルは次のように述べている。も批判の対象とした論点のひとつは、まさにこの「二元支配」また最晩年の論説「イギリス選挙法改正法案について」の中でらない。ヘーゲルがその「ラントシュテンデ論」においても、

由な労働と自由な交易とを十分に展開させて、どの大陸諸国とレッグストリートレイド。しかし、そうは言っても、イギリスはこうした国制の下で有しかし、そうは言っても、 享受している発展と改造とを、まだ経験していないのである」。(2)はドイツの諸地方でも、その期間の長短はあるにせよ、すでに 較べてもはるかによく市民的自由を達成していたの で ある か 寄せ集めは、大陸の文化国家においてはすでに完遂され、例え 然たるに止まっている。この実定的な諸規定のまとまりのない である。そして、国家法は、これが起源においてもっていた私 別の機会に授与されたり、買い入れられたり、贈与されたり、 いのである。ヘーゲルも述べているように、この二元主義は、 法的形式を変りなく持ち続け、したがってそのために内容は偶 によって〔国王より〕勝ち得た譲歩、ないしは賜物、協定など って一層詳細な規定を受けてはいるものの、もともとは、暴力 礎であるマグナ・カルタや権利章典も、後には議会の決議によ 由、特権の上にもとづいている。イギリス憲法の最も重要な基 あるいは国王や議会より強奪されたところの特殊の権利、自 「周知のごとく、イギリス憲法は、終始、国王や議会から、特 かの「二元的統治構造」それだけが問題であったのでは

権とはいえ「実力を担保とした」自由はいつの時代でも堅実なア的デモクラシーの堅実な精神を、実証しえたのである」。特一一歴史的な限界をもちながらも――それが内包するブルジョのではなく、やがてビスマルク的な権力国家への動きの中でのをはなく、やがてビスマルク的な権力国家への動きの中でのではなく、やがてビスマルク的な権力国家への動きの中でのではなく、やがてビスマルク的な権力国家への動きの中でのではない。そして、成瀬治氏も述べているように、「『良き史でもあった。そして、成瀬治氏も述べているように、「『良き

ものなのである。

こそが特権的自由の普遍的自由への移行を準備したのである。

たが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したが、商品経済の進展が地域性を打破して世界経済を形成したのである。

(-) UM HEGELS LANDSTÄNDESCHRIFT. Friedrich List im Spiel? Von Paul Gehring Tübingen; im Sonderdruck aus der ZEITSCHRIFT FÜR PHILOSOPHISCHE FORSCHU-NG in Verbindung mit der Allgemeiner Gesellschaft für Philosophie in Deutschland Band 23/1969. Heft 1. S. 110—

西欧における国家形成史そのものであるし、

市民的自由の獲得

12

- (4)『ヘーゲル政治論文集』(岩波文庫、一九六七年)において、訳き権利の体系としての性格をもっていた」。 参照。「中世中期以降のドイツの政治社会=ラント法共同体は、最参照。「中世中期以降のドイツの政治社会=ラント法共同体は、最

(3) 村上淳一『近代法の形成』岩波全書、一九七九年、六五ページ

る」のであった。

- ベルクにのみあてはまるものであることは言うまでもない。れているのはこの理由からである。しかしこの訳語は、ヴュルテンれているのはこの理由からである。しかしこの訳語は、ヴュルテンインののでは、上妻精の両氏がラントシュテンデを「民会」と訳さ(4)『ヘーゲル政治論文集』(岩波文庫、一九六七年)において、訳

他の構成部分からの個々人の分離と排除との関係、を規定していた とに分離し、それらを社会のなかの特殊な諸社会につくりあげたか 全に分離し、それらを社会のなかの特殊な諸社会につくりあげたか をに分離し、それらを社会のなかの特殊な諸社会につくりあげたか のである。なぜなら、人民生活のこのような組織は、財産や労働を のである」。

- (6) 成瀬治、前出、八五ページ。
- (7) 「テュービンゲン協約」を邦訳したものとしては、黒田忠史「等 大一九七二年)がある。また、フリードリヒ・リストの講義用草号、一九七二年)がある。また、フリードリヒ・リストの講義用草稿「ヴュルテンベルク公国の憲法」は、「テュービンゲン協約」と 「農民戦争」との係りに詳細に言及している。 Friedrich List, Schriften, Reden, Briefe, im Auftrag der Friedrich List, Schriften, Reden, Briefe, im Auftrag der Friedrich List, Cesellschaft E. V., Berlin 1927—1935, Bd. I—1, S. 414~434. (List Werke 『リスト金集』と略す)。 拙訳「ヴュルテンベルク公国の憲法」(Fr.リスト憲法論Ⅰ)、『立教経済学論叢』第十四号、一九七九年。
- (8) G. W. F. Hegel "[Beurteilung der] Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahr 1815 und 1816. XXXIII Abteilungen", in G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, 4, Suhrkamp Verlag, 1979, S. 510. 邦訳、前出『ヘーゲル政治論文集』六八ページ。本稿では上妻精氏の名訳に依拠して引用する。
- Φ) W. O. Henderson Friedrich List, Economist and Visionary 1789~1846, Frank Cass, 1983, P. 8.
- (10) Edinburgh Review 29(1818), P.337~363. この記事のフル・

タイトルは以下のしまた。 Art. IV. Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Würtemberg. Stuttgart, 1816—17. (Proceedings in the Assembly of the States of the Kingdom of Wirtemberg.)

(11) op. cit. p.340. なお、石川敏行「ドイツ近代行政法学の誕生ク王国――」、『法学新報』第八九巻、第五・六号、中央大学法学ク王国――」、『法学新報』第八九巻、第五・六号、中央大学法学の法学の発達と深く関わっている Robert von Mohl (1799~1875) Friedrich Franz von Mayer (1816~1870)、Otto von Sarweyらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれも Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストらがいずれる Würrtemberger であること、フリードリヒ・リストを整束を遡及して詳細に扱っている。

(12) 『ペーゲル政治論文集』下、一八六ページ。

教経済学研究』第三七巻第二号、一六八ページ参照。13) 拙稿「ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト」(上)、

(14) 成瀬治、

前出、九三ページ。

A ローゼンベルクの言及

へーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)ンク論文に移ろう。私はここでは、日本の読者に分りやすいよおける時代の課題がおおよそ明らかになったところで、ゲーリヴュルテンベルク憲法闘争期(一八一五年~一八一九年)に

うに自由な要約を試みたい。

が、そのごにこの両者の接触ないし交流はない」。(1) るしておきたい。リストとヘーゲルとはここで袖を触れ合った 問題があったこと、等を当面の論考が知らしめていることをし 存すること、当時のテュービンゲン大学へのヘーゲルの就任の 痕跡は、その友人 K. A. Mebold の書き残したもののなかに えたと思われること、リストがこの問題の推進者だったという 学問的批判をも行っていたリストだけがヘーゲル論文に着目し テュービンゲンの教授であり、その講義において等族勢力への 働が推測されること、ヴュルテンベルクの政治的左派のうち、 に文相を解任)とリストとコッタとの三者のあいだに密接な共 刷が一八一八年二月に一〇〇部コッタの手で印刷されたが書店 結論は十分ポジティーフではない。ただ、ヘーゲルの論文の別 その論考……においてこの問題の詳細な考証を行っているが、 介があるので、それを呈示しておきたい。「ゲーリンク教授は に流布しなかったこと、ヴァンゲンハイム(一八一七年一一月 先ず、このゲーリンク論文については小林昇教授の簡明な紹

この「協力」に言及した最初の文献がまず知られている必要がはヘーゲルの政治姿勢を知るうえで重要なのである。そこで、とは誰れであり、その理由と結果とであった。このことの解明がル研究において問題となったのは、ヘーゲルが協力した相手ルク・フォルクスフロイントへのヘーゲルの協力」以後、ヘールク、フォルクスフロイントへのへーゲルの協力」以後、ヘールで、一九六六年のW・R・バイアーの論文「ヴュルテンへさて、一九六六年のW・R・バイアーの論文「ヴュルテンへ

『ハイデルベルク年報』一八一七年六六―六八号と七三―七八ベルク王国議会での議事を印刷したものに関して、ヘーゲルが「それは一八一五年と一八一六年におこなわれたヴェルテン用する。

号に連載した批評である。……この批評(とくにその序文が傑

作である)は民衆の間にたいへんな反響を呼んだため、『ヴュ

ルに促したのであった。それは実現することにもなった。現在及させ、もっと実りの多い効果をもたらさしめるべく、ヘーゲ度であると言って、この批評の別刷を作って、もっと広く普時の言い方に従えば、旧権擁護者たちに対抗する実に徹底した時の言い方に従えば、日権擁護者にあいが、当ルテンベルク民衆の友』という雑誌の編集者はこの批評が、当ルテンベルク民衆の友』という雑誌の編集者はこの批評が、当

王の意志が持つ理性と民衆的な性格とを、かれらの利己主義にに偏狭な貴族たちはヘーゲルを畜生と罵った。何となれば彼はこれは徹底的であると同時に公然たる批判であって、そのためそれは全集第十七巻二一九─三六〇ページに再録されている。現在ルに促したのであった。それは実現することにもなった。現在

一九七八年、三八六ページ。一九七八年、三八六ページ。□、F・リスト研究(2)、未来社

対抗して擁護したからである」。

2) Wilhelm Raimund Beyer (1902~), "Hegels Mitarbeit am Württembergischen Volksfreund", Deutsche Zeitschrift für Philosophie, 14, 1966. バイアーには邦訳『ヘーゲルの全体像』(啓

隆閣、一九七〇年)がある。

(3) Karl Rosenkranz, Georg Wilhelm Friedrich Hegel's Leben, Verlag von Duncker und Humbolt, Berlin, 1844.『ペーゲル伝』と邦訳される本書は、いわゆるベルリン版ペーゲル全集(一八三二年~四五年)の補巻として出版された。はじめはペーゲルの直弟子エドゥアルト・ガンス(一七九八―一八三九)が執筆するはずであったが、彼の死によって、ローゼンクランツ(一八〇五―一八七九)の手に委ねられたのである。ローゼンクランツ自身は、自分がペーゲルとは親密であった。彼は自分がペーゲルからある程度独立ペーゲルとは親密であった。彼は自分がペーゲルからある程度独立していることがかえって伝記の執筆にとって必要であると自確していた。尚、次注参照。

B 二つの『フォルクスフロイント』

(4) 中埜肇訳『ヘーゲル伝』、みすず書房、一九八三年、二七〇―

二七一ページ。前注の記述も中埜訳に依拠している。

『ヴュルテンベルク民衆の友(フォルクスフロイント)』の編

集者とは誰れか? このことが問題となった。

ン』に全部印刷する」という「リストの賛成をも」得たのであれをリストの『フォルクスフロイント・アウス・シュヴァーベンデ論』がシュテンデ批判の点でリストと一致したので、「そン思想についての学位論文の中で、ヘーゲルの「ラントシュテ既に言及していた。彼は、ヘーゲルとリストとのコルポラチオ既に言及していた。彼は、ヘーゲルとリストとのコルポラチオ

った、と述べてい

ント』に印刷する、ということもローゼンクランツは述べていある。だが両者は別のものである。更に、『フォルクスフロイアウス・シュヴァーベン』とを同じものとして扱っているのでアウス・シュヴァーベン』とを同じものとして扱っているのでとして右のことを述べたのだが、この場合彼は、『ヴュルテンとして右のことを述べたのだが、この場合彼は、『ヴュルテンとして右のことを述べたのにが、この場合彼は、『ヴュルテンとして右のことを述べたローゼンクランツの言及を証拠ロートハイセンは先に挙げたローゼンクランツの言及を証拠

ない。ロートハイセンはこの問題で二つの誤りを犯しているの

に短命で影響力も弱かったといえよう。

当らないのである。 『フォルクスフロイント』を調べてみても、ヘーゲルの論説は当然見
ルクスフロイント』を調べてみても、ヘーゲルの論説は当然え
とであった。従って、一八一八年に発刊されたどちらの『フォ
とであった。従って、一八一八年に発刊されたどちらの『フォ
とであった。従って、一八一八年に発刊されたどちらの『フォ
とであった。どちらの『フォルクスフロイント』も数

十四日付で第一号が発刊された。
の、法と市民的自由のための週刊紙』といい、一八一八年一月の、法と市民的自由のための週刊紙』といい、一八一八年一月物は、その副題を『真理を愛するヴュルテンベルク人協会編集フォルクスフロイント』(以下WVと略記)と呼んだ定期刊行いるのであろうか。ローゼンクランツが『ヴュルテンベルク・では、二つの『フォルクスフロイント』の関係はどうなってでは、二つの『フォルクスフロイント』の関係はどうなって

カ、ロートハイセンが指摘した『フォルクスフロイント

年には廃刊されてしまったのであって、VaSに較べてはるかための愛国新聞」と記していた。この新聞の第一号は一八一九ための愛国新聞」と記していた。この新聞の第一号は一八一八年を例にと一八二二年六月二九日まで五年間つづき、一八一八年を例にとると計八二号出されているから、四日か五日ことに刊行されたると計八二号出されているから、四日か五日ことに刊行されたると計八二号出されているから、四日か五日ことに刊行されたると計八二号出されているから、四日か五日ごとに配うは、副題を「真アウス・シュヴァーベン』(以下VaSと略記)は、副題を「真アウス・シュヴァーベン』(以下VaSと略記)は、副題を「真

それが可能になったのは、リストが自分の友人達とともにこののための人材がなかなか集まらないでいた。そして、ようやくいう男であった。彼は一八一〇年以来テュービンゲン大学のという男であった。彼は一八一〇年以来テュービンゲン大学のという男であった。彼は一八一〇年以来テュービンゲン大学のに計画したのはミヒァエリス Salomon Michaelis(1786—1844)に計画したのはミヒァエリス Salomon Michaelis(1786—1844)に計画したのはミヒァエリス Salomon Michaelis(1786—1844)に計画したのはミヒァエリス Salomon Michaelis(1786—1844)に計画したのはミヒァエリストが自分の友人達とともにこのである。

は許婚のカロリーネ・ナイハルトに迄てて一八一八年一月一七それがリストであることはまちがいない。その証拠に、リストという発刊論説と「人は誰れをも不幸にすべきではない」(五スフロイントの心からの見解と七つの願い」(一~四ページ)スフロイントの心からの見解とも不幸にすべきではない」(五八一八年一月十四日付のWV発刊第一号には、「フォルク一八一八年一月十四日付のWV発刊第一号には、「フォルク

計画に加わって来てからのことであった。

しました。この協会は民衆新聞を執筆し、政治に対して市民が日に次のように書き送っている。「私は祖国の友の協会を設立

ものは私が書いたものです。最初の論説は私の信念を述べたも女に私達の新聞の第一号を送ります。最初の論説と続く二つの係らねばならぬ際に彼らに無償の判断を与えるのです。いま貴

意図を見誤ってはいません」。 国王から好意的な書簡をいただきましたが、国王ですら私達の (6)。

のであり、民衆を道義にかなった生活へと高めそうして束縛か

だが、第一号を出したすぐあとでWV内部で争いが起きた。ミこうしてリストがWVの編集者であることはまちがいないの

ヒァエリスが、自分こそがこの新聞の創立者であり、精神上の

ベルク人協会に留まっていることは出来ないと確信した。そことみなし、そのような者と一緒に「真理を愛する」ヴュルテンとみなし、そのような者と一緒に「真理を愛する」ヴュルテン父であり、経営上の所有者であると主張したのだった。一方リ

でリスト達はミヒァエリスと別れて、VaSを自分達の新聞と

して発刊しなおしたのである。

の第二号を一月二四日と予告していたが果せず、VaSの第二っと多くのリストの寄稿が載った。ミヒァエリスの方は、WV(一~五ページ)を載せた。同じく一月二八日付の第二号にはも付の第一号で始まり、再びリストの発刊論説「市民の入会権」リストらの新たな『フォルクスフロイント』は、一月二四日リストらの新たな『フォルクスフロイント』は、一月二四日

い。リスト研究においては、前々から知られていることであっり、リスト研究においては、前々から知られていることであっしてWVの方は第二号からは編集者がミヒァエリス 独 り で あ号が出た後でようやく一月三一日に発行できたのだった。こう号が出た後でようやく一月三一日に発行できたのだった。(8)

今や明らかなように、リストは『ヴュルテンベルク・フォルクスフロイント』の事実上の始めからの編集者であった。またクスフロイント』の事実上の始めからの編集者であった。またのである。ロートハイセンがリストをその編集者であると指たのである。ロートハイセンがリストをその編集者であると指たのである。ロートハイセン説は、フリードリヒ・レンツの『リスト伝』(一九三六年)や、パウル・イーリンク自身の『若きリスト』(一九六四年)にも継承されゲーリンク自身の『若きリストは『ヴュルテンベルク・フォルク・明らかなように、リストは『ヴュルテンベルク・フォルク・明らかなように、リストは『ヴュルテンベルク・フォルクの政治的立場や主張が明らかにされる必要がある。

(-) Hans Lotheißen; Der ständisch=korporative Gedanke, namentlich in der württembergischen Verfassungsgeschichite und den publizistischen Schriften Hegels und Lists zur württembergischen Verfassungsreform. (Diss. Phil. zu Gießen)

Druckerei Justus Christ, Gießen, 1928, S. 64

(3) ヘーゲルの「ラントシュテンデ論」は『ハイデルベルク文芸年、ように『フォルクスフロイント』は週刊の新聞 Blatt であった。「定期刊行物」一般の呼び名を意味し、雑誌に限らない。後に示す「定期刊 分別 のでいる を意味し、雑誌」と訳されていたが・原文で(2) 先に引用した中埜訳では、「雑誌」と訳されていたが・原文で

- 79号であるが、ヘーゲルの連載は77号で完結した。 19号から72号はヘーゲル以外の論説が載った。十二月号は73号から一月号と十二月号とに載った。十一月号は66号から72号であるが、報』Heidelbergische Jahrbücher der Literatur の一八一七年十
- (4) Gehring, a. a. O. S. 111.: der von Rosenkranz genannte "Württembergische Volksfreund" ("Ein Wochenblatt für Re-

cht und bürgerliche Freiheit, herausgegeben von einer Gesell

- schaft wahrheitsliebender Württemberger").

 (5) Der Volksfreund aus Schwaben, ein Vaterlands=Blatt
 für Sitta Pocht und Erotheit berrusgagthen von einer Cos
- für Sitte, Recht und Freiheit, herausgegeben von einer Gesellschaft wahrheitliebender Württemberger. なお『リスト全集』 の表題部分が付録としてはさまれている。

 O表題部分が付録としてはさまれている。
- (6) List Werke, Bd. 8, 1933: Tagebücher und Briefe, hrsg. von Edgar Salin, S. 120.
- (7) Max Miller は、ミヒァエリスが官房長官のフェルナーゲル Kabinettssekretär Frhr. v. Vellnagel に対して、次から次へと密 Kabinettssekretär Frhr. v. Vellnagel に対して、次から次へと密告をしていた、と述べている。(Zeitschrift für württembergische Landesgeschichite 3, 1933, S. 158—211)。——C. Brinkmann は、ミヒァエリスの「最も下劣な評判」やその密告気質や、リストに対する特別に激しい追求などを指摘している。(Fr. List, 1949,
- (9) Friedrich Lenz, Friedrich List. Der Mann und das We(9) 論争の経緯については、それぞれの立場から、WSの一月三一

ーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

S. 54, 99f., 119)

- ら、ここでもロートハイセン以上の指摘は見られない。 S.23. レンツはロートハイセンの学位論文を指導したのであったかい。 S.23. レンツはロートハイセンの学位論文を指導したのであったかい。
- (2) Paul Gehring, Friecrich List. Jugend- und Reifejahre 1789-1825, J. C. B. Mohr, Tübingen 1964, S. 451.

C リストの政治的立場 (若き内務官僚)

さきに引用したローゼンクランツの言及によれば、『フォル

者たちに対抗する実に徹底した宣、言である」と言ったのであ「ラントシュテンデ論」が当時の言い方に従えば、「旧権擁護クスフロイント』の編集者は、ヘーゲルの書いた批評すなわち

る。 できれば、編集者==リスト説はほぼ論証できたことに な確定できれば、編集者==リスト説はほぼ論証できたことに な遺者」と呼んで批判し、かつヘーゲルの論文を「実に徹底したしての役割が明らかになったいま、シュテンデ勢力を「旧権擁しての役割が明らかになったいま、シュテンデ勢力を「旧権擁しての役割が明らかになったいま、シュテンデ勢力を「旧権擁

人で名付けた『旧法派』に対する明確な反対者」になっていたリストは、一八一五年の春以来友人シュレイヤーと共に、「ニリスは使ってはいない。ヘーゲルもこの表現を使っていない。派とも訳す)」という言葉はリストのものであって、ミヒァエ派とも訳す)」という言葉はリストのものであって、ミヒァエ表現に則していえば、「アルトレヒトラー Altrechtler (旧法

っている。(3)と書いているし、また、この言葉を別のところで変化させて使と書いているし、また、この言葉を別のところで変化させて使

視権立法同意権• あった。そしてこの結論はリストが起草した一八一五年三月の(5) 性を批判し、真の国民代議制を推進しようとの結論を得たので について議論を交わして旧シュテンデの国民から遊離した代表 幕を切って落とすや、リストとシュレイヤーは二人でこの問題 が『シュテンデ憲法に関する宣言』を発表して「憲法闘争」の 性格は異るがリストと勉学友達となったのである。そして、一 ュルテンベルク王国内務省の長官になるのだが、学生時代には(4) ンのパン焼き職人の息子であったシュレイヤーは、のちにはヴ v. Schlayer (1972—1860) と知り合っていた。 テュービンゲ めた。この時にリストは法学部学生のシュレイヤー Johannes ときには空いた時間をつかってテュービンゲン大学で聴講を始 「ズルツ請願書」の中に、法の支配・法的平等・議会の国庫監 一五年一月十一日にヴュルテンベルク国王フリードリヒ一世 リストは十七歳で郷国を出て書記見習いとなり、二十二歳の 隷農制廃止・出版の自由などの要求となって

ルテンベルクの行政機構が導入された。この行 政 機 構 の特色一八〇二年にヴュルテンベルクに併合され、それとともにヴュである。リストの生れ故郷である旧帝国都市ロイトリンゲンは理由は、一八一三年に彼らの横暴によって兄と父を失ったことリストが旧法派=旧シュテンデ勢力に批判的となった最大の

と、 大衆務家であって、彼らが「その地域に起ったことで裁判関係そして行政関係のものと目されて記録されるに当いやり、恣意と暴移住」を生み出すほど一般の人々を絶望に追いやり、恣意と暴移住」を生み出すほど一般の人々を絶望に追いやり、恣意と暴移住」を生み出すほど一般の人々を絶望に追いやり、恣意と暴存と対象のかぎりをつくしていた。そして、旧ヴュルテンベルクのシュテンデ勢力はこの書記身分と密接な結びつきを持っていたのである。ロイトリンゲンに新たに確立されたこの書記制度によってリストは一八一六年には母も死に至らしめられてした。こうして書記制度を中核とした旧シュテンデ勢力とは、まう。こうして書記制度を中核とした旧シュテンデ勢力とは、まう。こうして書記制度を中核とした旧シュテンデ勢力とは、リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った宿敵であり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪ったであり、一般大衆リストにとって自分の家族の命を奪った。

文が発表された一八一七年末、リストはどのような立場にいた、1900 に、パウル・ゲーリンクはこうした表現を「リスト的な言い方である」と述べているが理由は明らかにされていたのであろうか。パウル・ゲーリンクはこうした表現を「リストのであろうか。パウル・ゲーリンクはこうした表現を「リストのであろうか。パウル・ゲーリンクはこうした表現を「リストのであったから、この表現によっが同じく『宣言』と称するものであったから、この表現によっが同じく『宣言』と称するものであったから、この表現によっが同じく『実に徹底した宣言である』と称賛するほど理解し得論』を、「実に徹底した宣言である」と称賛するほど理解し得論」を、「実に関係した。

てまれるかか

告発を行った。ヴュルテンベルク国王フリードリヒ一世とそので、(2) その末端に席を置いている書記制度(Schreibereiwesen)の内部幸に会ったのであるが、一八一四年六月彼はさっそく、自らが幸に会ったのであるが、一八一四年六月彼はさっそく、自らが本に会ったのであるが、一八一四年六月彼はさっそく、自らが本に会ったのであるが、一八一四年六月彼はさっていた。

試験にパスして上級書記となり、やがて一八一六年五月には内中央に知られるようになった。リストはこの年の九月には国家とおして国王にまで伝えられた。この時からリストの名は政府たから、青年リストの内部告発はただちに内相ライシャッハを然から、青年リストの内部告発はただちに内相ライシャッハをの力を押え込んで中央集権制を確立せんとしていた矢先であっ

内閣が、このナポレオン敗戦後の混乱期に何とか旧シュテンデ

ヴァンゲンハイムはテューリンゲン出身の貴族であって一八○ でった。この下で、およそ一年間という短期間ながら、いわゆし、かわって柔軟な姿勢の皇太子がヴィルヘルム一世として即ところで、この年の一○月には国王フリードリヒ一世は死去

に二六歳であった。

務官僚となって政府会計官 (Rechnungsrat) の地位につく。時

ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

彼は一八一一年にテュービンゲン大学の監督官(Krator)にな

六年以来ヴュルテンベルク国王に国家官吏として仕えていた。

ったが、それは丁度リストがそこで学び始めたときであった。

この監督官とは、独裁君主であったフリードリヒ一世がテューにンゲン大学に押し付けたものであった。だいハイムはこの職から文部大臣へと昇進したのであった。ヴァンゲンハイムはこの職から文部大臣へと昇進したのであった。ヴァンゲンハイムはこの職から文部大臣へと昇進したのであった。ヴァンゲンハイムはこの職から文部大臣へと昇進したのであった。おじてヴァンゲンハイムは、『国憲のイデー』を著して、国王の立憲君八一五年七月には、『国憲のイデー』を著して、国王の立憲君八一五年七月には、『国憲のイデー』を著して、国王の立憲君八一五年七月には、『国憲の代記』というと、『国家の主義の主義のであった。

テンベルク憲法闘争に関する最新資料を研究し始めたときであへーゲルが「ラントシュテンデ論」の執筆をめざして、ヴュルペーゲルが「ラントシュテンデ論」の執筆をめざして、ヴュルと同時に、テュービンゲン大学に創設された国家経済学部の教と同時に、テュービンゲン大学に創設された国家経済学部の教と同時に、テュービンゲン大学に創設された国家経済学部の教のった。そして七月にはケルナーから、「ゲマインデとオーバあった。そして七月にはケルナーから、「ゲマインデとオーバスをの調査を首尾よくまとめ、ケルナーの信頼をかちえたのでてその調査を

授に着任する十月には、既にケルナー=ヴァンゲンハイム革新 時局は流動しており、リストが国家行政実務担当の教 だが、「会議が踊る」なかでウィーン体制が生み出しつつあ も国王が採用すべき材料であったのである。

であるのだが、外部から独立がおびやかされる場合には中央集 内閣の終焉が待っていたのである。なぜなら、国王ヴィルヘル ム一世にとっては自国の独立と中央集権制の確立とが中心課題 統一の必要を痛感して戻って来た若者を中心に、ドイツ国家の とが明らかとなるにつれて、対ナポレオン戦争においてドイツ るものが旧君主勢力を中心とした領邦分立の復古にすぎないこ

権制確立の課題は当然妥協の場へと引き込められた からで あ

去の経緯から、二大強国オーストリー、プロイセンを中心とす オン解放戦争後、一時期ナポレオンと手を結んだことなどの過 る。中規模国家 (Mittelstaat) ヴュルテンベルクは、対ナポレ 動の中心であるブルシェンシャフトは一八一七年にはヴァルト ブルクで大集会を開き、ここで、ヴァンゲンハイムの著書です

統一と自由とを求める運動は激化の途をたどっていた。この

のである。こうして今や、オーストリー、プロイセンの二大強ら、国王=圧政者に仕えているという理由で焚書の目にあった

うした状況の下で国王ヴィルヘルム一世は旧シュテンデ勢力と 動による君主制転覆の恐れが強まったのである。それゆえ、こ の妥協の途を選び、一七年一一月にはケルナー=ヴァンゲンハ 国によるドイツ統一の恐れが後退し、むしろ自由主義的急進運 はフォン・オットーの内閣(24)

族層」は新領土の貴族層と連合戦線を形成していたのである。(22)に、ので数の存在であった。しかもこの「ブルジョア貴

場合、最大の障害はいうまでもなく経済的実力に裏付けられた テンベルク憲法闘争」のそもそもの出発点であった。だがこの 制を確立して国家の独立を補強しようとした。これが「ヴュル る統一ドイツ化(各国の主権制限)を恐れて、いち早く中央集権

従ってこの場合、国王が頼りとするものは自己の軍事力に加え

何よりも非特権階層である庶民大衆の支持であった。この

ンデ及びオーバーアムトの制度と行政」について数週間以内に こうして、リストがテュービンゲン大学教授として「ゲマイ と交替を余儀なくされたのである。 イム革新内閣 Reformministrium

き、この内閣はすでにリストを重用した内閣でまなかっこので(Si) 講義が行える、と一八一七年一一月一八日に内閣に報告したと この内閣はすでにリストを重用した内閣ではなかったので

きなかったようで、先に引用した一八一八年一月一七日付の許 ある。ところがリストはこうした状況の変化をすぐには理解で

強しうるものであったのである。そしてまた、若きリストが生 [者大衆の立場から旧シュテンデ勢力批判をはじめたとき、こ

く国民代議制とを理論化したとき、これは全く国王の意図を補

容認したのであった。それ故、ヴァンゲンハイムが一八一五年 故にこそ国王は「立憲君主制」を主張し、国民一般の代議制を

『国憲のイデー』のなかで国家主権の一元化と、二院制に基

婚カロリーネ・ナイハルト宛の手紙からも明らかなごとく、

変らず国王の庇護を信じていたのである。

トはこの新聞を旧シュテンデ勢力に対する「対抗新聞」にしよルクスフロイント』の発行を画策している時でもあった。リス大学で同僚となったミヒァエリスと『ヴュルテンベルク・フォを明らかにした。またこの時期は、リストが、テュービンゲンを明らかにした。またこの時期は、リストが、テュービンゲンを明らかにした。またこの時期は、リストが、テュービンゲンを明らかにした。

(1) Rosenkranz, a. a. O. S. 312. 言い回し方を示すため、以下に原文を呈示しておく。 ,,...von derselben als dem gründlichsten Manifest gegen die Altrechtler...".

うとしていたのである。

- (a) List, Werke VIII, S. 10.
- (3) Altrechtlerei, Altrechtlich, Altrechtlerpartei という変化が使われている。(L. Werke I, S.470, 473, 479; Ⅲ, S.483: Ⅲ, S.774, 776, 778)
- (4) Gehring, Friedrich List, S. 504
- (5) List, Werke ¶, S. 9.
- 77、二七〇ページ。(6) 小林昇「リスト『農地制度論』の前史と周辺」、小林『著作集
- (7) 『ヘーゲル政治論文集』下、一三七ページ。
- (8)同、一二九ページ。
- (9) 詳細は、小林『著作集』11、三三三、三三七~三三八ページ参照。
- ヘーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

Gehring, Um Hegels Landständeschrift, S. 113

- (二) "Manifest, die Einführung einer ständischen Verfassung betreffend" des Königs Friedrich vom 11. Januar 1815 (Reg.
- -Bl. für Württemberg S. 9, Nr. 2 v. 14. Jan.).
- (12) 小林『著作集』Ⅲ、二六九ページ参照。
- (A) Karl Graf v. Reischach (1763—1834), Innenminister 1809
- \sim 1816. 11
- (4) Karl August Frhr. v. Wangenheim (1773-1850), Minister des Kirchen- und Schulwesens 1816. 11~1817. 10.
- (15) Gehring, a. a. O. S. 118.
- (4) Briefe von und an Hegel, hrsg. von J. Hoffmeister, 2. Aufl., Felix Meiner, 1961, Bd. I (Hegel Briefe I) S. 391,

28. Dez. 1811.

- (\(\tag{\text{T}}\)) Die Idee der Staatsverfassung in Anwendung auf Württembergs alte Landesverfassung und der Entwurf zu deren Erneuerung.
- ?) F. Lenz, Friedrich List, S. 415.
- ($\stackrel{\hookrightarrow}{\sim}$) Karl Frhr. v. Kerner (1775–1840), Geheimer Rat, Innenminister 1817. $2\sim10$.
- (20) 小林『著作集』▼、二五七ページ。
- (전) Gehring, Friedrich List, S. 161.
- 22) 『ヘーゲル政治論文集』下、一四八―一五〇ページ参照
- ເຊີ) Massmamm, Kurze und wahrhaftige Beschreibung des großen Burschenfestes auf der Wartburg..., Jena 1817, S. 27,
- (몫) Christian Friedrich v. Otto (1758-1836). Minister des

Gehring, Um Hegels Landständeschrift, S. 114.

Innern und des Kirchen und Schulwesens 1817. 11.~1821. ~1

る₅

List, Werke I. S. 16

ドイツ・ジャーナリズムの開拓者リスト

学で勉学を始めたのであった。(2)から「自己形成」のために目的意識をもってテュービンゲン大から「自己形成」のために目的意識をもってテュービンゲン大 衆の生活状態を見知って来ていた。そして、一八一一年一〇月 生活をとおして若きリストはヴュルテンベルク各地の生産者大 質的に上級書記の職務に就いた。こうして、六年半に及ぶ書記 級書記となり、一八一一年一〇月にはテュービンゲンに出て実 ンで書記見習いとなった。一八○九年には領邦都市ウルムで下 ロイトリンゲンを出てヴュルテンベルクの小都市ブラウボイレ リストは一八〇五年に十六歳で生まれ故郷である旧帝国都市

ィーをつうじて、 しばマイヤーに言及し、 ンチュクロペディーを聴講していた」。(4) 師フォン・マイヤーの体系に係わりを持ち続けた」。(3) ストは研究と官職との年月のあいだに、マイヤーの国家学のエ 「リストは生涯、 のであろうか。この点をリスト研究は次のように述べている。 読みふけったのであるが、講義のなかでは何が彼を引きつけた リストはここでモンテスキューやルソーやアダム・スミスに 理性法に、 最も激しい精神的圧迫の時期に、 「私は彼の国家学のエンチュクロペデ とりわけテュービンゲンでの彼の 実 際リスト自身もしば 今となって また「リ

非常に豊かな実りを与えている種を播いていた」、

と書いてい

帝国を一個の君主制であると信じている「哲学的=国際法的 ヨハン・クリスチャン・マイヤー (1741-1821) は ドイツ

同権的な集合体が領邦主権の伸張によって近時無効にされて来地域的・宗教的)の集合であると主張していた。そして、この ある。リストが一八一六年内務官僚となるまでには、このよう オン制度の見解にとって多くの刺激を与えた」と言いうるので(6) 方とは非常に興味があったに違いないし、リストのコルポラチ たと見ているのである。そこで、帝国都市人リストにとっては 歴史的編成を、相互に分離した各種コルポラチオン(身分的 学派に対抗して、史実から実証する立場をとり、ドイツ帝国 「旧帝国のコルポラティーフな組織の綿密な叙述と、 とりあげ

strat と呼ばれる)は国から終身職に任ぜられたが、 くっていた。この事態はロイトリンゲンの市民にとってはつら から選ばれはしたが、これも国に任命された職であって自治体 あった。また市の書記職(Stadtschreiber)は、 警察力と裁判権とにおける優越をつうじて市当局よりも上位に 度は廃止され、市長および市政の当局者たち(一括して Magi れていたであろうか。そこでは「ツンフトを中心とする古い制 クに編入されたロイトリンゲンはその後どのような状況に置か の奉仕者ではなく、郡長官とたずさえて新しい支配機構をつ さて、一八〇二年に帝国都市の資格を失ってヴュルテンベル 地域の関係者

な素養が身に付けられていたのである。

記たちは、自分達の地位を特権とみなして私利を計り、 いものだった」のである。この新しい支配者である郡長官や書

改革運動の実態を体験することとなるのである。そしてリスト 弁務官となり、一八一六年春ロイトリンゲンにおもむき、 り出すことになった。このとき適任者としてリストが政府派遣 ら、やがて市民のあいだから不満が高まり中央政府が調査に乗 定められた市町村の計理の公開や中央への報告を怠っていたか 国から 市政

もに、リストの主張は市町村における民主制の要求を加えて先に述べた一五年の「ズルツ請願書」における法治制の要求とと 民層の代表(Repräsentant)」の成立を要求したのであった。先(8) 行政全般にわたる叙述を行い、そして、「市当局に対抗する市

鋭化してゆくのである。

論文『ヴュルテンベルク国家統治論考』は『ヴュルテンベル

はこの体験をふまえて、この年の七月には「ヴュルテンベルク

を発表して行く。

国家統治論考」という長大な論説を匿名で発表し、国政、地方

ク・アルヒーフ』に掲載された。「…リストはすでに中央政府 には、彼が男爵フォルストナー (Baron G. E. Forstner 1765 の吏僚としてシュツットガルトでの仕事に没頭する一方、七月

württembergische Staatsregierung"の掲載をはじめて、 月)から第三号(九月)にかけて前記の"Gedanken uber die で刊行した、 Württembergisches Archiv の初号(一六年七 ーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下) T'

toph Camerer 1766―1826)とともに編集してハイデルベルク

―1832)およびロイトリンゲンの有力者カーメラー (C. Chris

の紙上で、旧シュテンデ勢力の対抗憲法草案に対する批判など のためにリストは、これを公表し広める手段を求めた。これが 全体における一元的法治制と、市町村における民主制との要求 を憲法闘争の舞台に展開するようになった…」のである。王国 イツ・ジャーナリズムの開拓者のひとり』としての精力的活動 『ヴュルテンベルク・アルヒーフ』であり、リストは続いてこ

張する市町村における民主制の確立を希望したの で は な かっ イトリンゲンの市当局者カーメラーにとっては、最大の敵はヴ 年六月に旧シュテンデ勢力側に投じてしまったからである。 末をむかえる。共同編集者の一人であるカーメラーが一八一七 ュルテンベルクからやってきた書記制度であって、リストの主 だが、『ヴュルテンベルク・アルヒーフ』は一年間でその終

対下層市民の対立である。 る。この対立が消えれば次に先鋭化してくるものは、上層市民 テンベルクにおける上層市民間の対立はうすらいで来たのであ 解消は一八二六年まで持ちこされはしたが、もはや新旧ヴュル れており、その実現も日程にのぼり始めていた。これの完全な た。書記制度の改善の必要性はこの時期には既に一般に認識

危機感をもたざるを得なかったのである。 ウィーン体制をゆさぶり始めていた。旧権力の保持者はすべて ンシャフトの急進的運動が激化し、自由と国家統一とを求めて 先にも述べたように、一八一七年は、ドイツ各地でブル あの急進運動が自国 シェ

旧シュテンデ勢力と国王との妥協の道は用意された。国王も旧 の下層市民の不満と結び付きかねないからである。こうして、

権力の保持者であることには変わりがなかったのである。 だが、この妥協の道を歩まなかった者もいた。内相ケルナー

ている。更に一〇月には、ダンゲルマイアー博士(一七七七年 ないという真の不幸」を嘆いて、何としてもその編集を依頼し 月に「我々が〔シュテンデ勢力に対する〕対抗新聞をもってい の弟」・ケルナー(一七八六年—一八六二年)は出版業者のコ ッタ男爵(一七六四年—一八三二年)に対し、一八一七年の九

ント』が現われてくるのである。リストは一七年の秋以来、テ さて、このような状況のもとでリストの『フォルクスフロイ た。 (13) という新聞を独自で出版し、旧シュテンデ勢力に対 抗 し て いという新聞を独自で出版し、旧シュテンデ勢力に対 抗 し て い

—•••) % Patriotisches Journal von und für Württemberg

のであった。この「シュワーベンのデモクラート」たるリスト シュテンデ批判の論陣をはるためジャーナリズムを必要とした の姿勢は、一八二五年アメリカへ追放されるまで一貫して持続 しその忙しい間にも、生産者大衆の立場に立って相変わらず旧 ュービンゲン大学での講義のための準備に追われていた。しか

(1) 小林昇「青年リストとロイトリンゲン」、『著作集』 11、 ページ。 以上の叙述は、小林の前掲論文に依拠している。 三五八

> (φ) Friedrich Lenz, in seiner Einleitung zu Friedrich Lists kleinere Schriften, S. , XVII

(4) K. Göser, Der junge Friedrich List, Stuttgart, Berlin,

(15) Göser, a. a. O. S. (6) Hans Lotheißen, a. a. O. S. 20. なおロートハイセンによれ

エナ大学へ移って、そこで法学の学位を得た。一七七七年からテュ れ、一七六〇年にはテュービンゲン大学で学び、一七六六年にはイ ば、Johann Christian Majer は、シュトゥットガルト近郊で生ま

(7) 小林 『著作集』 ▼、三三三ページ。 (8)(9) 同、三五八ページ。

にマイヤーの講義に接し得た可能性はある。

ービンゲン大学の教授であった。従ってヘーゲルも、その学生時代

(2) Gehring, Friedrich List S. 205

五 青年期リストの社会認識とヘーゲル

支配下におかれた。ヴュルテンベルクの行政のうち直接市民層 ヴュルテンベルク公国に編入されて、絶対王政の強圧的行政の た一七八九年のことであった。ロイトリンゲンは一八〇二年に に係わる末端の業務は、この国固有の「書記制度」をとおして ロイトリンゲンに生まれた。それは丁度フランス革命の勃発し で民主的な共同態としての伝統が生き長らえていた」帝国都市 本稿二のCで述べたごとく、フリードリヒ・リストは「自

行なわれていた。それゆえ、この国では書記になることは「お

を見聞きすることになる、 テュービンゲンなど各地でヴュルテンベルク市民層の生活実態 トは、一八〇五年に、この書記の見習いとなり、以後ウルムや 上」と結びついた実入りのよい地位を得ることであった。 リス

身の安泰のためにも急務であった。それだからこそ、 るまいを押えて、中央集権制を確立せんとすることは、国王自 国王にとって、この書記制度を中核とする等族勢力の勝手なふ えども統制し切れなかったのである。だが、それゆえにこそ、 乱した状況の中でこの等族勢力の勝手なふるまいは、国王とい 態であった。対ナポレオン解放戦争さ中から直後にかけての混 あって、国王と内閣とは、彼らを完全には統率できていない状 入されたロイトリンゲンの市政を支配したのもこの等族勢力で は実入りのよい書記制度をもちろん牛耳っていたし、また、 主義的支配を構成していた等族勢力によるものであった。彼ら ンベルクの圧政とは、国王に直結した行政ではなく、かの二元 上級書記職の地位にいたのである。従ってこの場合、ヴュルテ 改革案」を内閣に送り内部告発を行った。この時リストは既に ある。これにいかったリストは、一八一四年六月に「書記制度 である。これは、一八一三年から一八一五年にかけてのことで ュルテンベルクの圧政のために死に至らしめられたという事実 られる大事件に会う。それは、リストの兄と父と母とが順次ヴ そらく彼のその後の人生に大きな影響を与えたであろうと考え ところが、この書記としての修業の途中で青年リストは、 上級書記 編 お

> 教授に着任して行く要因であったのである。 学に一八一六年に新設された「国家経済学部」の行政実務担当 れる国家官吏へと上昇し、弱冠二十八歳で、テュービンゲン大 た事態こそ、青年リストが一介の書記から一気に内閣に重用さ は、この時支持すべきものであったのである。そして、こうし にとって、行政の法治性とそれを実現せんとする国王の態度と であり、 リストの内部告発は国王側にとって利用すべき事態であったの 反面、 利権と恣意との為に父母、兄を奪われたリスト

いと考えてよいことになる。 に、リストの国制論は基本的にはヘーゲルの影響を受けていな にもとづく国制論を展開していることである。ヘーゲルの「シ ている。この要綱の主旨は、立憲君主制とコルポラチオン論と 末には「ヴュルテンベルク国家学と国家実務要綱」が作成され すると、先ず、国家行政実務担当の教授に着任した一八一七年 ろうか。 制憲法を学生に教授する任務をおびていたのである。 ュテンデ論」と同時期に作成されていることから明らかなよう リストはテュービンゲン大学でどのような講義をしたのであ 『リスト全集』に収められている講義草稿類から判断

吏として教壇に立ち、ヴュルテンベルク王国の新しい

立憲君主

ゲン大学で講義を始めた。彼はこの場合、君主制国家の国家官

さて、こうしてリストは、一八一七年の十月からテュー

・ビン

べ

ルク憲法論」の作成にとりかかっている。これは、

ヴュルテ

リストはつづいて、一九一八年の二月以降は、「ヴュルテン

ーゲルの

あった。このように、リストの思想の中には、

自己の経験と実

るかたちをとっている。更に、これより後の講義草稿類は、 クの国制を歴史的に顧みながら、 新たな憲法論を展開

八一八年六月以降に書かれた、「コルポラチオンの制度と行政

かれた「ゲマインデについて」がある。 及び「共同体の歴史」があり、また、一八一九年一月以降に書

さて、リスト教授に対してヴュルテンベルク国王ヴィルヘル

とは、まず第一に「ゲマインデ及びオーバーアムトの制度と行 ム一世とケルナー=ヴァゲンハイム革新内閣が期待していたこ

行政の根幹をなすゲマインデ(日本でいえば町村にあたる)の

け、それを講義することであった。それゆえ、リストが、地方 政」をヴュルテンベルク国家の地方行政として理論的に位置づ

然のことなのであった。それゆえ、コルポラチオン論こそ、リ ストが自分の出自(帝国都市ロイトリンゲン)と経験とに根ざ コルポラチオン論を当初から展開していたのも、彼の役職上当 制度と国家の制度とを有機的に結びつけようとして、彼独自の

ベルク・アルヒーフ』の編集に加わり、「ヴュルテンベルク国家 した独自の展開をなしたものなのである。 さて、ところでリストは、一八一六年七月より『ヴュルテン

カへの移民が続出する中で、政府よりその実態調査を命ぜられ 統治論考」によって、書記制度を中心とする旧等族体制の批判 たリストが、実際に農民から聞き出した事態を分析したもので を発表して、当時の農民層の貧困を告発した。これは、アメリ を公表した。つづいて、「農民保有地の無際限の分割を排する」

> 族の利権と恣意とにある、それゆえ、リストは立憲君主制支持 に答申することになる。ヴュルテンベルクの政治の混乱は旧等 る、それゆえ、リストは農民保有地のエンクロージャーを政府 務とから得た市民・農民の実態把握に基く、庶民生活の幸福と の立場に立つのである。この場合、リストが戦っている相手は ベルクの貧困は何よりも、農民の保有地が狭ますぎることにあ いう観点が何よりも強く形成されていくのである。ヴュルテン

この時期リストはドイツでは最も先進的で自由主義的立場に立 っているものの一人であったのである。彼のエンクロージャー

得ない。だが、あくまでもここで強調せねばならないことは、 で、これらのリストの対応策はやがてその矛盾を露呈せざるを 封建的圧政とである。だから、ドイツ近代の急速な 進

展 の 中

リンゲン)ともからむ地域コルポラチオンの思想なのである。 論と必然的に結びついている工業の育成による豊か さの 自国と同朋との豊かさをおびやかす存在が強力なイギリス産業 る。そこに介在してくるものこそ、彼の出自 は、これまた必然的に諸外国に対する保護主義の主張とつなが (帝国都市ロイト

張が、こうして、そのうちに、やがて露呈する矛盾を秘めつつ 資本であることが既に理解されるや、リストは狭いヴュルテン ベルクの君主制の枠を抜け出さざるを得なかった。リストの主 彼の行動は、 時代の最先端を進んで、統一ドイツの母体と

もなるべき産業者の統一へと向けられていったのである。

ŧ

こう。 持の講義である。 それは、リストが、テュービンゲン大学で行った立憲君主制支 本稿の主題に適合するのはむしろこちらのほうであり、 こうした結論につながるもう一つの側面を考察してお そして、リストはこの立場ゆえにヘーゲルの

保障は、彼のコルポラチオン論である。必要としての君主制な 抽象を排した、君主制である。君主制が専政に陥らないための リストの国制論の特徴は、啓蒙主義に基く国 家 さらに彼の主張は立憲主義である。そうして、フランス的 契約 説であ

「シュテンデ論」を支持したのであった。

トの国制の本質はあくまでも個々人の最大の幸福追求である。のであって、決して国制の本質としての君主制ではない。リス

限の追求のような、イギリス古典派経済学の立場をとらない。 に至るまで理解できなかった。リストのイギリス古典派批判が 有機性は絶対的なものだからである。この点をリストは、晩年 その運動の中に必然的に相互依存の体系を宿しており、社会の ねばならない。なぜなら、欲求の体系としての近代市民社会は である。個々人の幸福はあくまで全体との融合の中で達成され だが、ヘーゲルは、個々人の幸福追求、すなわち、欲望の無 ・ゲルにとって重要なことは、民族の幸福であり人倫の確立

だがそれにもかかわらず、 リストのコルポラチオン論は、 個

ーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

ストはしょせん、イギリス古典派経済学の手の中にあったので もうひとつ抜き出ることができなかった理由もここにある。

1)

である。

あって、 従って、ヘーゲルのような、一面閉鎖的な体系は、 現実の運動としては近代化に向けての実に生き生きとした成果 滞的な面をももつのであるが、リストの体系は、 存在の性格によっていくらでもゆがめられる危険をもつし、停 を生み出してくるものであることは史実が明らかにしている。 々人の自主性と自由とを最大限に生かそうとする。 急進的な面をもつのである。 この点は、 頂点に立つ 面開放的で

以上に深くリストが拘わろうとする対象ではヘーゲルは決して シュテンデ批判としてヘーゲル論文をもち上げはしたが、それ テンデ(旧国制)批判以上のなにものでもなかった。それゆえ こうした、現実の産業発展のダイナミズムをこれまで見ききし ポラチオン論の精密化と、産業層の育成へと向けられていくの なかったのである、リストのヘーゲルの件以後の戦いは、コル て来たリストにとっては、ヘーゲルの「シュテンデ論」はシュ ンクロージャー論を答申し、農工の分業発展を主張している。 リストは、一八一八年一月に、政府に対し、 農民保有地

体説である。ヘーゲルによれば、 偶然の関係として措定する「社会契約説」は誤りである。 する)に基いて成り立っているのであるから、これを恣意的な かし、近代の社会とは一定の市民秩序(とりわけ生産を基礎と 立した個々人が相互の恣意に基いて結ぶ偶然の関係である。し ヘーゲルの「シュテンデ論」は、 契約とは、互いに無関係な独 社会契約説批判の国家有機

四五

カントや初期のフィヒテが、自然法の影響を受けて人間の自由を生得のものとし、これを保障することこそ国家の目的であった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。 と各団体の権利・義務==自由を確定しようとしたのであった。

一七五九年にその初稿が完成していた『経済学原理』の中で

度のあり方は、インダストリが生み出してくる成果をインダス度のあり方は、インダストリとは当時イギリスに広範に存在し続めていた「自由な労働」(→レイバー)のことであったから出るであった。インダストリとは当時イギリスに広範に存在し始めていた「自由な労働」(→レイバー)のことであったから出て労働」という具体的な自由であり、自由の実現条件であるとの自由な労働が支配的となり得たし、同時に、個々の人間が「自由な労働」という具体的な自由をとおして実現してくる成果をインダストリを前去のであった。それゆえ、イギリスにおいては、社会=国家の制めのであった。それゆえ、イギリスにおいては、社会=国家の制めのであった。それゆえ、イギリストリとは当時イギリスに大きに、日本の制度を探究した。

トリを保障しつつ調停するという性格のものになったのは当然

ら

故国イギリスのインダストリ原理の優越性をおくれた大陸

であり、かつ、インダストリに基く生産力の発展が、富の増加と自由の増大を現実に意味していたから、この発展に枠をはめた。この自由主義的社会認識は、社会の不断の拡大、拡散を認め、その中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中での自由な活動とその成果を調停すればよしとする、開放系中であり得たのであった。

(注) 小林昇「サー・ジェムス・ステュアートは、貴族でありながら、そして故国を追われていながステュアートは、その成年期を亡命貴族として大陸ですごしたのであるが、その二十年あまりの間のイギリスの発展を見ることなしに、なおかつ、自由な労働原理に基く原始蓄積の理論を展開し得たということは、大陸諸国にくらべていかにイギリを展開し得たというよう。イギリスが、大陸諸国にくらべていたかをを展開し得たというよう。イギリスが、大陸諸国にくらべてはたがをのいるといえよう。イギリスが、大陸諸国にくらべてはたかをのいるといえよう。イギリスが、大陸諸国にくらべてはためいであるが、そして故国を追われていながのであるが、その大学における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史に対しているが、大陸諸国により、大学は大学における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史における歴史を表示しているが、大陸諸国によります。

こそ、ずっとイギリスに存在しえたアダム・スミスの眼であっ 時期にあったからであり、この新しい現実に対応しているもの 理由は、イギリスの現実が、こうした、インダストリの成立と といえよう。イギリスで、ステュアートの『原理』が、スミス のおかれた立場からしても、最も対象としやすい課題であった 自由な労働が成立しうるか、ということこそが、ステュアート 諸国の現実を見るなかで強く理解することができたと い としても世界に広げずには自己の存立があやうくなりはじめた いう課題にあるのではなく、すでに、自由な労働の成果を、何 :『国富論』が十年後に出版されるや、すぐに忘れられていく そして、 おくれた大陸の現実のなかから、いかに歴史的に 、えよ

現実という権威をともなってただちに眼前に立ちはだかってし 民族の母胎へと逃げ帰ってしまったのである。 まったので、ドイツの学者連中は未消化のままあわてふためき ったのであるが、アダム・スミスのインダストリの展開論が、 た場合、インダストリの形成→展開の順で学ばれねばならなか

あった。

たのである。

それゆえ、後進国ドイツにおいて経済学が摂取されようとし

う近代の社会の経済的基礎構造をすでに一定程度視野におさめ づいて、一八○二年には、アダム・スミスの分業論を理解して にステュアートの『原理』を詳細に研究していた。そして、つ 、た。こうしてヘーゲルは、インダストリに基く分業社会とい だが、ヘーゲルはそうではなかった。彼は一七九九年にすで

ーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

っ

を認識させたというところに、ヘーゲルの後の発展の全秘密が ス的社会を無批判に受けいれるのではなく、その歴史的必然性 ていたのである。ステュアートを経ていたということが、

あるといえよう。

にもあてはまる。 きな問題であることがわかった。もちろん、同じことがリスト たか、という二つの問題はヘーゲルの思想を理解するうえで大 れたか、そしてヘーゲルがアダム・スミスをどのように評価し アダム・スミスの『国富論』がヘーゲルにどのように把握さ

が、ヘーゲルこりちてよ…・「価値尺度」としての「労働」を理解しえなかったということ「価値尺度」としての「労働」を理解しえなかったということ ず、未だインダストリとトレイドとが一般化し得ていないので たクラウス Christian Jacob Kraus (1753~1807) が『国富論』 の中心地ケーニヒスベルクで、カントやハーマンの影響を受け 一八世紀末に、イングランドとのグーツへル的 ヘーゲルにもあてはまるように、ドイツの現実 は 相 変 ら 自由

がその労働にあるとする考えは容易に出て来たといえよう。従 労働の成果を商品としてトレイドに出す場合、この商品の価値 たりのここで、(2)たちのものであるべきとした「労働所有権論」であった。(2) ドの体現者)がまず主張したのは、 対封建闘争のなかで、 「労働所有権論」を土台とした「労働価値説」は、 独立生産者層(インダストリとトレイ 自分達の労働の成果を自分

従って、こうしたプロセスを未だ経ていない一八世紀末からたのである。

ストらによって推進されるべき課題であったのである。(インダストリ)と自由な交易(トレイド)とは、これからリ得ないことのほうがあたりまえであったのである。自由な労働一九世紀初頭のドイツにおいては、『国富論』を正当に評価し

> 2) 浜林正夫「労働価値論のスミスへの途」、『科学と思想』 M2、もっと説明を要すると考えられる。 主義の根本的批判」というところは、絶対主義の性格規定も含めて主義の根本的批判」というところは、絶対主義の性格規定も含めて

新日本出版社、一九七六年、一三二ページ参照。浜林氏は、一三九

るためには、この商品をつくる各人の労働時間が平準化され、繰りていった、「労働価値源泉論がスミス以前においては、なぜ労働価には、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによればには、もっと主要な理由があるように思われる。マルクスによれば、繰りの世界には、一般に対している。

は、スミスの時期においてのみ一担可能となったといえるのであ失われてゆくのである。労働価値源泉論の労働価値尺度論への展開せてゆく。そうして、この対立の中で再び価値尺度の健全な理解がが、しかし同時に、資本=賃労働という新たな階級対立を顕在化さ

民社会」の普遍化によってはじめて可能となるのであるが、この普

返し行われてはじめて可能となる。そしてこのような状態とは「市

った。それは産業革命(機械制大工業の進展)を通じて遂行された遍化は資本制生産による社会全体の包摂を待たねばならないのであ

村聡氏の報告から多くの示唆を受けた。 お学史研究会例会における「スミス価値論の基本構成」と題した新済学史研究会例会における「スミス価値論の基本構成」と題した新済学史研究会例会における「労働所有権論」の系譜とその意義に

義に対する市民階級の政治的反抗にあった」。 とするところまでとにかくもって行った力は、警察国的干渉主は一種の Dualismus である。そうしてそのような妥協を必要は一種の Dualismus である。そうしてそのような妥協を必要は、国民代表的立法機関と君主的行政府との間の 妥 協 に あ質は、国民代表的立法機関と君主的行政府との間の 妥 協 に あ

法学の世界でもこのように語られるように、ヴュルテンベル

て、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、で、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、対抗しているものは、特権身分層ではなく、国民一般の代表であった。この国民代表制が、もちろん十分に民主的なものでない。この国民代表制が、もちろん十分に民主的なものでなり以来の「法規範の一般的抽象的定立」という近代的自由の要ク以来の「法規範の一般的抽象的定立」という近代的自由の要ク以来の「法規範の一般的抽象的定立」という近代的自由の要ク以来の「法規範の一般的抽象的定立」という近代的自由の要ク以来の「法規範の一般的抽象的定立」というによりでは、「法の客観的現実性は、て、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、スープルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、て、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、て、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、で、ヘーゲルが『法の哲学』の中で、「法の客観的現実性は、のであった。

ゆくのである。 インの『フランス社会運動史』などへと、着実に受け継がれてインの『フランス社会運動史』などへと、着実に受け継がれてク王国国法論』や、一八五○年代のロレンツ・フォン・シュター八三○年代のロベルト・フォン・モールの『ヴュルテンベル

発見」を通じて受け継がれてゆく。(5)(5)を通じて受け継がれてゆく。 *社会、(市民社会)のは区別される自己法則的領域としての *社会、(市民社会)の新興ドイツに早くも出現した社会問題に促がされて、「国家と新興ドイツに早くも出現した社会問題に促がされて、「国家と更に、ヘーゲルの特質を成す、分業に基く社会有機体説も、

法の基礎を成していたことが認識されうるのである。された社会の共通化、一般化、市民社会化こそが、近代の普遍こうして、商品生産から資本制生産への移行によってもたら

(2) 同、三十八ページ。

(1) 鵜飼信成『行政法の歴史的展開』、

有斐閣、

昭和二十七年。

- (4) 手鳥拳「丁攻学と丁攻去学――ドイソの学兄史をそ(3) ヘーゲル『法の哲学』第二一〇節、第二一四節。
- 辻清明編『行政学講座』1。東京大学出版会。一九七六年。十二へ(4) 手島孝「行政学と行政法学――ドイツの学説史をモデルに―」
- ージー十八ページ。

(5) 同、十八ページ。

おわりに

実をその時代状況のなかで因果関係をふまえつつ明らかにする本稿の主要な課題は、ヘーゲルとリストとの政治的接触の事

ように、普遍的法体制は理論の世界では常識をなし、それは、普遍妥当なものとして意識されるところにある」と述べている

へーゲルの『シュテンデ論』とF・リスト(下)

ことであった

リストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしりストは旧市民社会の独立生産者の子として生まれた。そしり、

近代社会の矛盾の解決という根本的課題を孕みつつ、近代社会の大学の矛盾の解決という規令のあり方、国家のあり方を模索して来た。彼は就職にめぐまれず貧困の中にありながらも、早くからイギリス古典派経済学(J・ステュアートも含む)に深いからイギリス古典派経済学(J・ステュアートも含む)に深いからイギリス古典派経済学(J・ステュアートも含む)に深いかの治中で、旧特権身分層が君主との対抗の中で歴史的に獲得色の業という労働の様式(=商品生産)と私的所有との一般質を分業という労働の様式(=商品生産)と私的所有との一般質を分業という労働の様式(=商品生産)と私的所有との一般質を分業という労働の様式(=商品生産)と私的所有との一般できた。 で、やむをえず自己の見解を表明せねばならなくなった。こうして発表されたペーゲルの『ラントシュテンデ論』の内容は、中で、では、大学の学生のときフランス革命のペーゲルはテュービンゲン大学の学生のときフランス革命のペーゲルはテュービンゲン大学の学生のときフランス革命の、イーゲルはデュービンゲン大学の学生のときフランス革命のストリーが発展している。

る。

た。そけるものであった。ときにヘーゲル四十七歳の成熟期であっぞけるものであった。ときにヘーゲル四十七歳の成熟期であっテンデ勢力の特権に基く二元的支配(=契約論)の主張をしりの本質に基く有機性から国家の有機的編成を根拠づけて、シュの本質に基く有機性から国家の有機的編成を根拠づけて、シュ

青年リストはこうしてヘーゲルに接触し、 この論文の流布を画策したのであった。直接の証拠はない る。リストは迫り来るウィーン体制の反動化のなかで、 いた。リストは思いがけず自己の有力な味方を見出したのであ はヘーゲルの『ラントシュテンデ論』の中で詳細に展開されて 開とを要求されていた。 ン大学の教授となり、 をめざすヴュルテンベルク国王の国家官吏としてテュービンゲ 末には、リストは、シュテンデ勢力を排して一元的立憲的支配 の流布を通して一時期政治的な連合を行ったと言いうるのであ ヘーゲルの 『ラントシュテンデ論』 シュテンデ批判と新たな国制の シュテンデ批判と新たな国制、 が発表された一八一 ヘーゲル論文の別刷 理論的展 いそぎ それら 七年

つづけた。青年リストのラディカリズムは一八二五年国外追放に納得せず、あくまで生産者大衆の幸福のための闘いを追求し地を求めてベルリン大学へと去っていった。リストは先の妥協が追んでいった。ペーらなかった。時局はヨーロッパ全体の復古・反動化の流れの中らなかった。時局はヨーロッパ全体の復古・反動化の流れの中らなかった。時局はヨーロッパ全体の復古・反動化の流れの中

触はその機会を持たなかった。以上が本稿の主要課題のまとめをもって幕をとじたのである。以後、ヘーゲルとリストとの接

本稿の副次的課題は、社会思想史の方法論を模索することで本稿の副次的課題は、社会思想史の方法論を模索することであり、これは永統的な課題と言うしかないのである。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得ているかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得ているかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別る。ただ、そのようなものとして本稿が成功し得でいるかは別ないのである。

(1) 小林昇『著作集』Ⅲ、一〇八ページ。「わたくしはこの方法を1713-99)の研究に適用し、タッカーの所論をつうじてイギリス産の時代人のジョサイア・タッカー(Josiah Tucker、アダム・スミスの同時代人のジョサイア・タッカー(Josiah Tucker、アダム・スミスの同時代人のジョサイア・タッカー(下)

業革命の始動期=アメリカ革命期の巨視的展望と、その当時におけ業革命の始動期=アメリカ革命期の巨視的展望と、その当時におけ業革命の始動期=アメリカ革命期の巨視的展望と、その当時におけます。 とこれを学史研究の一般的方法として主張するつもりはないが、リストやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトでウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとトやウェーバーのような壮大な体系に対するばあいには、それはとくに有効であると考えられる」。

我々は、 若きリスト の体系構成の中で、 家 である「資本=賃労働」関係という階級関係の分析に進んだの

である。マルクスは、こうした認識に到達するプロセスを、

業の支配によってつくりだされた多数者の隷属が周知の事実と ストの『経済学の国民的体系』に対する批評のなかで示して それによれば、マルクスにとってはこの時代はすでに「工

ところがリストにとっては、 題は、この国民中の多数者=プロレタリアートの解放である。 なった、まさにそういう」時期であって、 プロレタリアよりもはるかに大き それ故マルクスの課

る」。 (1) 的階級社会の、

の内部における矛盾の要素を把握し、そこから自己の資本主義

および階級国家の闘争学説を構築し たの で あ

の統一を要求している間に、

別の思想家がヘーゲル的国家社会

うした構成を総括し、国際空間の中での国民体Nationalkörper

-同様にヘーゲルが―

-国家概念におけるこ

る<u>3</u>

かし、リストが--

・コルポラチオン・統治、

という同様の概念に出合った。

編成で把握した。

な弊害は、からっぽな国庫 国民的な無力 ――国民的な隷属 リストは

۴ 会となっているのである。イギリス古典理論はこの現実から出 もとづくブルジョア社会となっており、発達した私的所有の社 ・ン・キホーテである。 国民的な死である。そこでマルクスにとっては、 なぜならば現実は競争と自由貿易とに

彼は古典学派を批判するだけで、その前提である社会の現実を 発しているのだから、リストもこの現実を批判すべきなのに、

を発揮し、 結論は「労働者が彼のすべての能力を発展させ、 彼自身を人間的に発現させ、したがって同時に人間 彼の生産能力

批判しないし、またそれに気がつかないのである。

マルクスの

総体なのであり、同時にこの諸総体のそれぞれは人類の歴史に

で他から区別する性格を有する一社会を形づくるのである。古

封建社会、市民社会は生産諸関係のこのような諸

一定の・歴史的な発展段階にある一社会を、それに固有

典古代社会、

係すなわち社会と呼ぶところのものを形づくる。

より正確に言

変遷する。諸生産関係はそれらの総体において、人が諸社会関 諸物的生産手段すなわち諸生産力の変化や発展とともに変化し を行う社会的な諸関係すなわち諸社会的生産関係は、

それゆえ

社会観とは次のようなものであった。「諸個人がその中で生産

の思想家カール・マルクスが「三月革命」の後に

到達した

的なものを発現させるということ」であった。

この思想はやがて、「国家が実際に全社会の代表者としてた

あらわれる最初の行為——社会の名において生産手段を掌握 は 同時に、 国家が国家としておこなう最後の自

国家の死滅を予定し、

生産者の自

る。の市民的生産関係であり、市民社会のひとつの生 産 関 系 で うの市民的生産関係であり、市民社会のひとつの生 産 関 系 で ういまた、資本もひとつの社会的生産関係である。それはひとつまた、資本もひとつの社会的生産関係である。 近代市民社会の主要な社会的生産関係 主的行為である」として、

こうしてマルクスは、

由で平等な協同関係にもとづいて生産を組織しかえる社会」へ(5)

- の展望へとつながっていったのである。 (完)
- (a) K. Marx in Nene Rheinische Zeitung (1849, 4, 7.) []
- (3) マルクス「〔フリードリヒ・リストの著書 『政治経済学の国民ル・エン全集』6、四〇三ページ。
- 的体系』について〕」、『マル・エン全集』補巻Ⅰ、 九九-一三一ペー ハクスープスープ・ニー・ピー・スーク書書『亜州系統学の国具
- 九ページ。 九ページ。
- 集』21、一七二ページ。